

# 社会福祉法人葉山町社会福祉協議会役員等報酬規程

(総 則)

第1条 この規程は、社会福祉法人葉山町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員、評議員および評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」という。）に対する報酬の支給に関し、必要な事項を定める。

(会長報酬の支払い)

第2条 会長報酬は、原則として毎月24日に本人が指定する銀行口座に振り込むものとする。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、報酬からその金額を控除して支払うものとする。

(会長報酬の額)

第3条 会長に対する報酬は、月額40,000円とする。

2 月の途中で就任した会長に対する報酬は、当該会長の支給月額を全額支給するものとし、日割り計算は行わない。

3 月の途中で退任した会長に対する報酬は、当該会長の支給月額を全額支給するものとし、日割り計算は行わない。

(役員報酬等の支払い)

第4条 役員等が本会の正副会長会議、理事会、監事会、評議員会および評議員選任・解任委員会に出席した時は、会長報酬は含めず、役員等1名当たりの各年度報酬総額が50,000円を超えない範囲で、報酬として日額3,000円（源泉徴収分を除く）と交通費1,500円を現金で支払うことができる。ただし、書面、電子機器等により出席した時は、交通費の支払いはしない。また会長をのぞく役員等が本会職務のため町内の会議等に出席した場合は日当として日額1,500円を支給する。

(報酬以外の費用弁償)

第5条 役員等が本会の職務のため町外に出張したときは、交通費の実費及び日額1,900円を支給し、宿泊を要する場合は一泊につき12,000円を支給する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会の議決を経なければならない。

第7条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行し、令和4年2月1日より適用する。